

「壁をこえた法律家たち—近代口語化の実践—」

永澤 濟（名古屋大学）

本発表では、近代日本で判決口語化を唱道・実践した学者や裁判官たちの試みを追い、彼らが伝統の壁をこえ何を実現しようとしていたのかを考察する。

明治期、文学界では作家たちが言文一致を試み、やがてそれは新聞など一般社会の文体改革へとつながった。一方で、伝統を堅持する公文書の分野では旧来の漢文訓読系文体が使用され、言文一致の達成は戦後であった。

しかし、そのようななかであって、先駆的な法学者や裁判官たちが判決口語化の必要性を唱え、1939年頃より一部の裁判官たちが口語体判決を書き始めた。

判決口語化の理由を、その理論的主導者であった金澤潔判事は「裁判に對する國民の信頼と威信を保つため」としている。さらに、「裁判官自身が、日常の平易な言語で書くことにより（漢学の素養がなくとも）自己の所信や考えの筋道を正確に、自由に表現し、判決の質を高められる」ことを真の意義と強調した。

だが、その実践は一筋縄ではいかず、試行錯誤であった。初期の口語体判決には、現代の書き言葉では用いられないような口語性の高い表現や、当事者の主張の直接引用のスタイル等がみられ、判決口語化の実現が単純ではなかったことを示している。

また、口語体判決を書いた裁判官の間でも互いに異なるスタイルが採られ、ひらがなを用いるかカタカナを用いるか、主文に口語体を用いるか非口語体を用いるか、同じく主文に命令形を用いるか否か、等で揺れがみられ、模索の跡がうかがえる。

このように、当時の裁判官にとって判決口語化が容易でなかったことには、大きく二つの理由があるとみられる。ひとつは、伝統的な漢文訓読系の文体が備える「威厳」や「洗練」を維持し、原嘉道枢密院副議長（当時）の言う「卑俗とか冗漫とか感じないやうな立派な文體」を実現するには、どのような口語表現を選択すればよいのかがわからなかったためだといえる。

もうひとつは、裁判の平易化・民衆化をめざす革新的な動きの一方で、伝統を維持し裁判所の權威を保持しようとする体制が存在したためだといえる。文言の口語化により判決の大衆化を図りながらも、形式面では伝統的なかたかなを維持したり主文に非口語体を用いたりした背景には、急進的な改革を回避し新旧のバランスをとる意図があった可能性がある。

以上、本発表では、戦後に公文書が一斉に口語化（言文一致化）される以前の、先駆的な口語体判決の実態を示し、その理論と実践の思想を考察する。